

# 令和3年度 第11回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)  
会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第67号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第11回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。5番 吉村委員、6番 藤井委員に議事録署名人をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席委員はございません。10番 衣笠委員から仕事の関係で遅刻の届けが出ております。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり3件の申請でございます。番号1と番号2は売買、番号3は贈与による所有権移転でございます。下限面積につきましては備考欄に記載のとおりでございます。番号1につきましては空家に付随する農地ですので、下限面積は0.01アールでございます。いずれも許可要件を満たしていると考えております。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案4ページと5ページのとおり6件の申請がございます。番号1と番号2は〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。農地区分はいずれも都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇地内における宅地分譲でございます。農地区分は都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号4は〇〇地内における共同住宅の建築でございます。

農地区分は都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号5は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は土地改良事業が入っておらず、農地の広がりもないので小集団の生産力の低い農地に該当します。農地区分は第2種農地で、許可根拠は集落接続でございます。番号6は〇〇地内における太陽光発電施設の設置で、農地と隣接する山林を合せての計画でございます。申請地は小集団の生産力の低い農地に該当しますので、農地区分は第2種農地で許可根拠は代替地なしでございます。

議案第64号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。7ページのとおり、5件の申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められる事案でございます。

議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから59ページのとおり146件の利用権設定の申し出と、60から62ページのとおり所有権移転が3件ございます。

議案第66号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。70ページから72ページのとおり3件の申請が出ております。

議案第67号 農用地利用配分計画につきましては75ページから77ページのとおり6件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

#### 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 はい、それでは議案第62号 農地法第3条の規定による許可の申請について皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

#### 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページの議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては本日午前10時より、当番委員であります河野委員、塚根委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して河野委員より報告をお願いします。

7番 河野です。第63号の許可申請で1番から6番まででしておりますけれども、現地を確認させていただきまして、問題はないということで報告させていただきます。

議長 只今河野委員より現地調査について報告がありました。それでは皆さまに議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。2 番目の分ですけれども共同住宅 1 棟ですか。

事務局 1 棟です。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で異議なしということでございますので承認といたします。

議案第 6 4 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第 6 4 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について皆さんにお諮り致します。本件につきましても 10 時より当番委員であります先程申しましたメンバーで現地調査に行っておりますので、同じく河野委員より報告をお願いします。

7 番 報告いたします。〇〇〇から〇〇〇まで 5 カ所確認させて頂きました。問題はありませんでしたのでよろしくお願いします。

議 長 只今報告のとおり何ら問題なしということでした。それでは皆さまに議案に対する質疑を求めます。ありませんか、はい、鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。事務局から送ってもらった資料で位置図の⑨が申請地〇〇〇-〇となってますが、公図は〇〇〇-〇となっていて申請地が違うんでしょうか。

事務局 位置図の〇〇〇-〇が誤りで〇〇〇-〇に修正をお願いします。

議 長 よろしいですか。それでは皆さまに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしということで承認と致します。

議案第 6 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きますして議案第65号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

10ページ番号1番から11ページの番号4番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので10ページ番号1番から11ページの番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇の4筆2, 496㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか11ページの番号4番まで、合計致しまして9筆、13, 246㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして11ページ5番から13ページ番号11番までの〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは藤井委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号5番、〇〇〇〇〇〇〇の2筆の田、3,977㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか13ページの番号11番まで、合計致しまして18筆、32,305㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今藤井委員の案件について説明がございました。それでは質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして14ページ番号12番は、5番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 それでは吉村委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 14ページ番号12番でございます。〇〇〇の1筆3,391㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今吉村委員の案件について説明がございました。それでは質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして14ページ番号13番から16ページ番号18番までは、17番原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは原田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 14ページでございます。申請番号13番、〇〇〇〇の2筆の田、2, 435㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか16ページの番号18番まで、合計致しまして16筆、26, 686㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今の説明について質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして32ページ番号65番は、16番 山田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(山田委員 退席)

議長 それでは山田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 32ページ番号65番でございます。〇〇〇の2筆3, 993㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今の説明について質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認と致します。それでは山田委員の入場を求めます。

(山田委員 入場・着席)

議長 山田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

それでは引き続きその他の案件について審議を行いますので事務局説明をお願いします。

事務局 10ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は600, 880㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから59ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして60ページの利用権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆2, 752㎡の畑でございます。対価は500, 000円、10アールあたりですと181, 687円でございます。

61ページの利用権移転関係。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の2筆合計1, 816㎡の田で、贈与でございます。

62ページの利用権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆756㎡の水田でございます。対価は120, 000円、10アールあたりですと158, 731円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、63ページから67ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、68ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今全体の説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第66号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第66号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について皆さんにお諮りいたします。本件につきましても午前10時より当番委員の6名で現地の調査に行っておりますので、先程同様河野委員より報告をお願いします。

7番 3件申請が出ておりました、始めに○の件ですけれども長細い2反寄せの分は既に耕耘がしてありまして、これは対象にならないということで。もう1枚の1反寄せ分があと2回ほど打てば大丈夫だろうということで、2回程度の全耕が必要ということで1万円、ということで確認しております。あと2つ、○の分とそれから○○のこれはハウスがあるわけですけれどもこの2つともこれは3万円。3万円以上の費用がかかるということで了承しました。以上です。

議長 はい、只今河野委員より報告がございました。それぞれの遊休農地対策事業については1万円と3万円です。それでは皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。挙手多数ということで承認とさせていただきます。

議案第67号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第67号 農用地利用配分計画につきまして皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございましたので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。75ページから77ページの番号2番と3番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは数馬委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 75ページ番号2番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては32筆41, 129㎡の水田の配分計画で、賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか76ページの番号3番まで、合計致しまして37筆、49, 435㎡の賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がありましたが皆さんのご質問、ご意見を受けたいと思います。ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、それでは挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する委員の案件につきまして審議を終わりましたので、続きましてその他の案件について、事務局。

事務局 75ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、75ページの番号1番から77ページの番号6番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で47筆、64, 925㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、78ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局より説明がございましたが、皆さまに議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、それでは賛成多数ですので農用地利用配分計画につきまして承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

#### (6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 耕作届の受理について。

事務局 別冊の2ページです。耕作届の受理についてでございます。届出者は〇〇の〇〇〇〇、届出地は〇〇地内の山林でございます。この土地につきましては登記が山林になっておりますが、長年畑として管理されているものでございます。以上でございます。

議 長 山林から畑に変更ということでございます。(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は10件ありました。1番目から説明させていただきたいと思えます。

まず3ページ1番は相談者が〇〇〇〇さんで土地は〇〇の水田でございます。相談内容は、使用貸借となっております。

4ページ2番目は〇〇〇〇さんで1番目の隣の農地で水田となっております。相談内容は使用貸借ということでございます。

5ページ3番目は〇〇〇〇さんです。〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借でございます。

6ページ4番目は相談者は〇〇〇〇さんで〇の田、畑となっております。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということでございます。

8ページ5番目は〇〇〇〇さんで〇〇〇〇の畑となっております。相談内容は売買ということでございます。

9ページ6番目は〇〇〇〇さんで〇〇〇〇〇〇の水田となっております。相談内容は使用貸借ということでございます。

10ページ7番目は〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田となっております。相談内容は賃貸借、使用貸借ということでございます。

11ページ8番目は相談者が〇〇〇〇さん。相談内容は、〇〇〇、〇〇の畑地を耕作したい。白ネギを作付け予定。見つからなければ、〇〇〇〇〇、〇〇周辺でもお願いしたいということでした。黒ボク畑、平坦な畑で、1枚1反以上を希望ということでございます。

9番目、10番目は相談者が同じで〇〇〇〇さんで、9番の相談内容は水稻を作付け予定で、〇〇地区を希望であるが、〇〇〇地区であっても場所によっては可能である。約2反程度ということでございます。

10番の相談内容は、白ネギを作付予定。黒ボク畑で約1～3反を希望。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇、〇〇〇地区。〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇のあたりまでを想定しているという相談でございました。9、10が重複している所もありますがよろしくお願ひします。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長 かなりの数が出てきました。〇〇の件これ西谷委員、〇〇〇の人かな。もうよう作らんってことかな。

西谷推進委員 今回の雪でハウスが倒壊してしまって、そこの中にトラクターとかいろいろな農機具が入っていたもんですけ今後どうするだいやってことになって。本人もノイローゼになっておられるみたいで。

議 長 ならこれについてはどがにかいな。作る人おるかいな福井委員。

8番 これ、決まっとる。また次の時に報告します。

議 長 ならこれ2つとも。それでは次の〇〇。担当は林委員と、小谷委員かな。

小谷推進委員 私と、數馬委員にお願ひしたいと思っております。2人で。

議 長 はい、じゃあ次は〇〇さんこれは〇、〇〇〇。こんなんは小谷さんどうします。

小谷推進委員 衣笠委員と私で。ただこの場所は山みたいなところでして大変厳しいとは思っております。

議 長 柿が作ってあるか。

小谷推進委員 一応柿の木は切ってあるんですけども根は取ってないんで。

議 長 上の方だな。はい、次は〇〇〇、〇〇〇のかた。吉村委員だな。次は〇〇〇、こちらは鐵本委員。次は〇〇〇、この〇〇さんは〇〇の人か。

小谷推進委員 農地からするとそうだと思います。これも衣笠委員と小谷で。

議 長 お願いします。続きましては〇〇や〇〇〇の畑地を耕作したいと場所指定ですね。見つからなければ〇〇〇〇〇、〇〇周辺でもお願ひしたいということで、いわゆるこれは黒ボクを探したいということかな。はい、藤原委員。

藤原推進委員 この方は一昨年9月にもあっせん依頼がありまして、その時に6反5畝ほどあっせんしております。まだ使われていないところもある訳でして、それにプラスしてということですけど自分も会っていろいろ話をしとる経過の中で、〇〇地内とかいろいろ黒ボクで平坦なところというのが、ハウスがあつたりとかちょっと状況も説明しておきます。なかなか難しいということも言っておきますけれども。会えますので引き続いて。

議 長           はい、じゃあお願いします。  
                  続きますして〇〇さん、〇〇〇〇〇のあたりで水稻を作付けしていたがということ。〇〇か〇〇〇で白ネギをつくりたいということ。数馬委員どがなかないな。

1 8 番           9 番を。

議 長           じゃあ9番は数馬委員。10番は。

1 2 番           山下と〇〇〇の山田さんと。オブザーバーで小谷推進委員にもちょっと。

議 長           なら3人でお願ひします。ありがとうございます。以上であっせん委員の選任が終わりました。  
                  それでは次にあっせん活動の状況についてまず吉村委員。

5 番           元々〇〇さんという方が法人の関係者であって、この方がやらないならほとんどおらんでないかなと。まだまだ時間あると思いますので、ちょっといろいろ検討してみます。以上でございます。

議 長           続いて、事務局。

事務局           1月13日に本人へ電話連絡をさせていただきました。委員会で農地パトロールの調査によって耕作放棄地として名前が挙がっているのに、他の農地をあっせんすることは適切であるのかという意見が出た。その中で協議させてもらって結果的には自分の名義の耕作放棄地を解消してからもう一度あっせん委員を決めさせて、ということが望ましいとなったことを丁重にお話しさせていただきました。合せて、耕作放棄地は解消していただきたいと再度伝えさせていただきました。以上でございます。

議 長           その結果解消するという返事がありましたか、いつ頃までに。次はいつ頃までには解消して頂くとか確約取らないけんよ。

事務局           はい。わかりました。

1 4 番           ちょっといいですか。

議 長           はいどうぞ、松本委員。

1 4 番           先回報告しました〇〇の〇〇〇からの依頼の分ですが、作りたいという方が現れてあっせんできました。報告しておきます。前回は難しいと言っておいた件がスイカ作ってみるということ。この方は以前〇〇での新規就農者で〇〇さん、今スイカを5,6反作っておられます。雨降りでも合羽着て夫婦で頑丈しとられる。よくやってみます、ということで今回計画たてるということになりました。以上です。

議 長 田んぼ見に行ったか、大丈夫かいな。

1 4 番 一緒に見に行った。きれいに草は〇〇〇が頼んで刈ってあって、スイカだけええだろうと。石はないしね。

議 長 このかたは県外からきて、〇〇の〇〇に空き家を借りてその周りの田んぼもですね、こんな大きな茅の株も全部人力で起こして石ころもいっぱい出してスイカづくり。ものすごく細かな作業しなるし問題ない。一生懸命やっておられる。以上でこちらからの議案は終わりましたけれども皆さんから何か。

事務局 (4) の農地の利用状況調査について、13から14ページの表を付けております。農地パトロールで集計した結果でございます。13ページ一番右側の欄に合計が書いてあります。新規の遊休農地は25筆、約4ヘクタールの遊休農地がありまして、解消は21筆で約1.8ヘクタールです。差し引きで合計で547筆の61.1ヘクタールで、若干増えたという結果でした。各地区の合計面積も出ておりますのでご確認ください。

(5) その他について来年度の日程表をお配りしておりますので、ご確認ください。あと次回の日程、会場が変更になりました。先月も話させてもらっていますけど、2月3月は確定申告の時期で会場が使えないということで、3月は9日の1時半からで交流プラザの第1研修室としておりますので、開催通知文、議案の表紙などで確認していただくようよろしくお願いいたします。

最後に、昨日決まったので記載はないんですが令和4年4月以降の委員報酬が毎月21日に市のほうから振り込みさせてもらっていますけど、毎月第3水曜日ということになります。理由としては財務会計が新しく変える関係で、21日というのが不都合になって毎月第3水曜日になるということで、そのように決定しましたので4月からよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 大体20日前後ですね。皆さんのほうで何か、はい鐵本委員。

9 番 鐵本です。JAの座談会に午前中行ってまして在庫米ですかね、国の方に300万トンだかすごい量があって値段も下がると。各公共団体へ要請の話してもらおうようにお願いしていますし、市も触れるでしょうと専務理事が話してました。いろんな話聞いていると、今年は農業でなしに何か起きるかわからん年になるんじゃないかと。脱線しますとトンガで大爆発が起きて、理論上火山爆発で津波が起きるということはあっても実際には1000年に1回あるかないかだと教授が言ってましたが本当に起きましたということで。あんなようなことが起きるかもしれんと、まあ会長が言われるかもしれませんがそのために共済に入っておきなさいよと。いろんな面で大変な年になるかなと感じますんで、一つ一つ積み重ねていけたらと思います。すみません。

議 長 今回は全体でなくして分割して座談会が行われました。コロナの関係でね。令和4年度は米の単価もわからんですわ、まだ下がるかもしれん。上がる見込みはないし。在庫はえっとある。

保険のことが出ましたけども、収入保険は水稻共済と違ってですね、家屋の被害とか家に置いて災害ですもんねぬれちゃって米が植えれんかったとか、そう

いう収入に対する保険ですので、非常にええでないかと。水稻共済は田んぼの中で災害があつて何割以上被害がないと共済金が出ないというような保険ですので。まだ未加入の方には私は収入保険のほうを勧めたいと思います。中でもですね、水稻が少しで兼業農家で80万位の収入の方がございました。そんな人も保険があつて数万円出るんだと。ですから大小に関わらず数字は小さくても、収入保険入れますので興味のある方がおられましたら入るのを勧めたいと思います。皆さんの他にございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。

— 午後2時20分 閉会 —